

お客様各位

平成30年7月1日

梅雨明け前の天候不順の日が続いていますが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 働き方改革法案成立
3. 税制改正解説～消費税率引上げに関して

1. 今月の事務

今月は人事関係事務の締め切りや変更が沢山あります。

①納期の特例の承認を受けている場合の源泉徴収税額の納付

給与や退職金などから源泉徴収した所得税・復興特別所得税の納付期限は、原則として徴収日の翌月10日ですが、「従業員数が常時10人未満」の事業所は、手続きの負担を減らすため、年2回にまとめて納付できる「納期の特例」があります。この特例の承認を受けている場合、1月～6月分の源泉徴収税額をまとめて7月10日までに納付します。

②平成30年度個人住民税の特別徴収事務の確認

事業主は、すべての従業員の給与から個人住民税を特別徴収（給与天引き）により納める義務があり、最近、特別徴収していない事業主に対して行政からの要請が強まっており、入札参加に制限が掛けられることもあり得ます。今年度の第1回目の納付期限（6月分）は7月10日で、6月から住民税の金額が変更されていることに注意が必要です。

③健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の提出

社会保険に加入している事業所は、7月1日現在で使用しているすべての被保険者の4月～6月に支払った賃金を「被保険者報酬月額算定基礎届」に記入し、原則として7月10日までに提出しなくてはなりません。また、6月上旬より、協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されており、「平成30年度健康保険被扶養者状況リスト」が届いた事業所は、被扶養者の資格を確認し、7月31日までに提出（返送）してください。

④労働保険の年度更新手続き

労働保険の年度更新手続き（「労働アスベスト保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」の提出および保険料等の納付）の期限は7月10日です。手続きが遅れると、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）が課されることがありますので注意してください。拠出金は、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業所は対象外となります。

⑤賞与支給に伴う健保・厚年の保険料の納付

夏季賞与を支給すると、支給日より5日以内に健康保険・厚生年金保険の「被保険者賞与支払届」を提出する必要があります。これに基づき、翌月の「納入告知書」には、賞与に係る負担分も加算された保険料額が記載されるので、記載金額を確認して納付しましょう。なお、保険料の計算基礎となる標準賞与額の上限は、健康保険が年度累計額で573万円、厚生年金保険については1か月当たり150万円ですので、この金額を超える賞与には社会保険料が掛らないこととなります。

2. 働き方改革法案成立

先月下旬に、労働基準法など計8本の法律を一括で改正する働き方改革法案が成立しました。この法案の大きな3つの目玉として、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金、③脱時間給制度があります。

①長時間労働を是正するため、残業時間は「原則月45時間、年360時間」と定め、繁忙期に対応して、上限は年間で計720時間、単月では100時間未満に規定されました。違反した企業には罰則が科され、大企業は2019年4月、中小企業は2020年4月から適用されます。

②同一労働同一賃金は、正社員や非正規などの雇用形態に関係なく、業務内容に応じて賃金を決める制度で、基本給は勤続年数や成果、能力が同じなら同額とし、休暇や研修も同様の待遇を受けられるように改め、通勤・出張手当も支給する必要があります。この制度の実効性を確保するため、従来は非正規のパートタイマーと有期社員にそれぞれ適用されていた、パートタイム労働法と労働契約法の該当条文をパートタイム労働法に一本化し、大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月から適用されます。

③脱時間給制度は、年収1075万円以上の金融ディーラーやコンサルタントなどの専門職を対象を限定し、残業代は支給せず、成果で賃金を決めます。無駄な残業を減らし、労働生産性の向上につなげる狙いで、制度を利用するには、企業の労使で導入に合意し、対象者本人の同意も得る必要があります。

健康確保措置として「4週間で4日以上、年104日以上」の休日確保を義務付け、労使で「労働時間の上限設定」「2週間連続の休日」などから1つ以上の対策を選択する必要もあり、来年4月から適用されます。

来月号以降で、個別に解説していきます。

3. 税制改正解説～消費税率引上げに関して

来年10月1日に消費税率の10%への引上げが予定されており、引き上げと同時に「軽減税率」と「区分記載請求書等保存方式」に対応するよう、システム変更等の見直しに着手する必要があります。

軽減税率は「飲食料品」と「新聞」に限定されており、特に「飲食料品」の定義には注意が必要です。店で持ち帰りしたり（中食）、宅配してもらったものは軽減税率の対象となりますが、外食や酒類、医薬品は対象外です。

この軽減税率品目を販売する事業者は当然として、購入する側も税率を区分する形で処理するよう、「区分記載請求書等保存方式」に対応する請求書の発行・保管が必要となります。

また、契約に基づく一定の取引について、税率10%引上げ後も旧税率（8%）が適用される経過措置のメルクマールとなる「指定日」は平成31年4月1日であり、契約成立時期がその前日であれば旧税率が適用されるため、契約書の記載が重要となることに注意して下さい。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>